

公会堂の利用料金及び利用料金の減免に関するガイドライン

令和7年4月
横浜市市民局

1 はじめに

このガイドラインは、横浜市公会堂条例第9条第2項に規定する利用料金並びに横浜市公会堂条例第10条及び横浜市公会堂条例施行規則第10条に規定する利用料金の減免に関し必要な事項をまとめたものです。

2 利用料金の設定又は変更

(1) 利用料金の体系

ア 横浜市公会堂条例（第9条）

「利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金を支払わなければならない。」

- ・ 条例の範囲内で指定管理者が定める
- ・ 利用料金は前納

イ 各館の利用要綱

(2) 指定管理者が、利用料金を新たに設定又は現行の利用料金を変更しようとする場合には、次のとおりご対応ください。

ア 指定管理者は、利用料金を新たに設定又は変更しようとする場合、区長あての利用料金承認申請書（第1号様式）を区役所地域振興課に提出することとします。

イ 2(2)アの申請書には、算出根拠を示した各室の利用料金表、その他区長の必要と認める書類を添付することとします。

ウ 区長は、2(2)アの申請があった場合、算出根拠を示した各室の利用料金表が公会堂の設置理念や管理・運営に係る収支等と照らし合わせて妥当であるか否かを審査し、承認・不承認を決定することとします。

エ 区長は、2(2)ウの決定後速やかに指定管理者に対し、利用料金承認・不承認通知書（第2号様式）を交付することとします。

3 利用料金の減免基準

(1) 減免の体系

ア 横浜市公会堂条例（第10条）

「指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。」

- ・ 指定管理者が必要と認める場合
- ・ 規則で定める場合

イ 横浜市公会堂条例施行規則（第9条）

- ・本市が主催する行事等に利用する場合 100分の100
 - ・本市が共催する行事等に利用する場合 100分の50
 - ・その他市長の承認を得て指定管理者が定める場合 市長の承認を得て指定管理者が定める率
- ウ 各館の利用要綱

(2) 指定管理者が、減免基準を新たに設定又は現行の減免基準を変更しようとする場合には、次のとおりご対応ください。

ア 指定管理者は、利用料金の減免基準を定めようとする場合、区長あての利用料金の減免基準承認申請書（第3号様式）を区役所地域振興課に提出することとします。

イ 3(2)アの申請書には、利用料金の減免基準、その他区長の必要と認める書類を添付することとします。

ウ 区長は、3(2)アの申請があった場合、妥当であるか否かを審査し、承認・不承認を決定することとします。

エ 区長は、3(2)ウの決定後速やかに指定管理者に対し、利用料金の減免基準承認・不承認通知書（第4号様式）を交付することとします。

第1号様式

年 月 日

利用料金承認申請書

(申請先)

〇〇区長

横浜市〇〇公会堂指定管理者

横浜市〇〇公会堂の利用料金について、設定・変更を行いますので、次のとおり申請します。

1 各室の利用料金表 (案)

別紙のとおり

2 施行予定日

年 月 日

担当：

電話.

第2号様式

年 月 日

利用料金承認・不承認通知書

横浜市〇〇公会堂指定管理者 様

〇〇区長

年 月 日に申請のありました、横浜市〇〇公会堂の利用料金の設定・変更について、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

決定事項

利用料金の設定・変更について承認・不承認します。

(承認の場合 利用料金表を添付 / 不承認の場合 理由を明記)

担当 : 〇〇区地域振興課 〇〇、〇〇

電話. 045-000-0000

第3号様式

年 月 日

利用料金の減免基準承認申請書

(申請先)

〇〇区長

横浜市〇〇公会堂指定管理者

横浜市〇〇公会堂の利用料金の減免の基準について、次のように申請します。

- 1 利用料金の減免基準 (案)
別紙のとおり
- 2 施行予定日
年 月 日

担当 :
電話 .

第4号様式

年 月 日

利用料金の減免基準承認・不承認通知書

横浜市〇〇公会堂指定管理者 様

〇〇区長

年 月 日に申請のありました、横浜市公会堂の利用料金の減免基準について、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

決定事項

利用料金の減免基準について承認・不承認します。

(承認の場合 減免基準を添付 / 不承認の場合 理由を明記)

担当 : 〇〇区地域振興課 〇〇、〇〇

電話. 045-000-0000